

令和3年6月1日

岡山市 ICT 活用試行工事の改定について (お知らせ)

岡山市財政局財務部監理検査課

岡山市 ICT 活用工事試行要領を改定しましたので、お知らせします。

1 改定箇所

ICT活用工事の対象工事(発注業種)に**造成土工(グラウンド等整地工)**を追加します。
「岡山市ICT活用工事試行要領」を参照ください。

2 施行日

この要領は、令和3年6月1日単価採用工事から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用します。

3 その他(参考となるHPリンク)

- ・中国地方整備局 (ICT活用工事の手引き、Q&Aが掲載されています。)

<https://www.cgr.mlit.go.jp/icon/index.htm>

- ・国土技術政策総合研究所 (各種基準、Q&Aが掲載されています。)

http://www.nilim.go.jp/lab/pfg/bunya/ict_dokou/std.html

http://www.nilim.go.jp/lab/pfg/bunya/ict_dokou/qanda.html

(参考) ICT活用工事のイメージ※出典：国土交通省資料

4 問合せ先

岡山市財政局財務部監理検査課 TEL 086-803-1368

I C T活用工事（試行）に関するQ & A

Q 1) 試行工事を受注し、I C T活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 1) 「施工者希望型」は、I C T活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、I C T活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

なお、I C T活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合せ簿にて報告した上で、従来の基準に基づき、施工してください。

Q 2) I C T活用にかかる増額費用については、どうなるのか。

A 2) 試行工事において、I C T活用工事を実施した場合は、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 3) 一部の施工プロセスでI C Tを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。

A 3) 3次元起工測量から3次元データの納品までの施工プロセスにおいて、I C Tを一部に活用した場合についても、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上はしません。

Q 4) I C T活用対象工事（試行工事）以外の工事で、I C T活用工事を実施したい場合はどうすればよいか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。

A 4) 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、I C T活用工事を実施することができます。

なお、この場合、「岡山市I C T活用工事試行要領」を適用することとし、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 5) I C T活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。

A 5) 監督員の評価項目である「創意工夫」においてI C Tの5つの施工プロセスのうち、幾つのプロセスを実施したかで次のとおり加点評価します。

- ・ 5プロセス全部を実施した場合 4点
- ・ 4～1つのプロセスを実施した場合 2点

Q 6) ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評価による加点はあるのか。

A 6) 工事成績評価において、ICT活用工事と同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が1,000万円以上の工事に限ります。

Q 7) 国では、土工以外にもICT舗装、ICT浚渫を実施しているが、市ではその予定はないのか

A 6) 国、岡山県等の動向を踏まえ、検討していく予定です。